

(記者会見資料)



令和元年12月11日
社会福祉法人あだち福祉会
一般社団法人こども宅食応援団
京都市
子ども若者はぐくみ局
子ども家庭支援課 Tel:746-7625

支援が必要な家庭に食品等をお届けし、必要な支援に「つなぐ」
政令市初の協定を締結します

「京都こども宅食プロジェクト」の始動に係る三者での協定締結について

本市では、「すべての子どもたちが無限の可能性を發揮できるまち」を実現するため、全国に先駆けて実施した生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業をはじめ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡大など、「すべての子どもを徹底的に大切にす」取組を推進してきました。

こうした取組の結果、経済的に困りを抱えた世帯のうち、相談相手がない方の比率が大幅に減少（約11.6%（28年度）→約2.8%（30年度））していますが、未だ一定数おられることから、よりきめ細かな施策求められています。

「誰一人取り残さない」社会を実現するため、この度、社会福祉法人あだち福祉会、一般社団法人こども宅食応援団の御協力のもと、支援が必要な家庭に食品を届けることをきっかけに、必要な支援につなぐ、政令市初の「京都こども宅食プロジェクト」の始動に向け、3者の連携・協力に関する協定を締結します。

記

1 京都こども宅食プロジェクトについて

(1) 概要

支援が必要な家庭に対し、食品を届けるときに、困りに「気づき」、行政や地域で取り組まれている様々な支援（子ども食堂、学習支援等）に「つなぐ」取組の実現を目指す政令市初のプロジェクトです。

まずは、対象地域を設定し、モデル的に実施したうえで、その効果等について検証します。

(2) 3者の役割分担

- あだち福祉会
事業全般の運営管理、本事業の広報、寄附金や寄贈品の収集及び管理
- こども宅食応援団
先進事例実践者としての助言及び技術的支援
- 京都市
事業対象世帯への支援に関する連携、その他必要な助言及び技術的支援



(3) 取組イメージ

ア 登録

生活保護受給世帯や就学援助受給世帯などの支援が必要な家庭に対し、本市から周知のうえ、LINEアプリ等により、世帯に登録いただきます。

イ 配送物の例

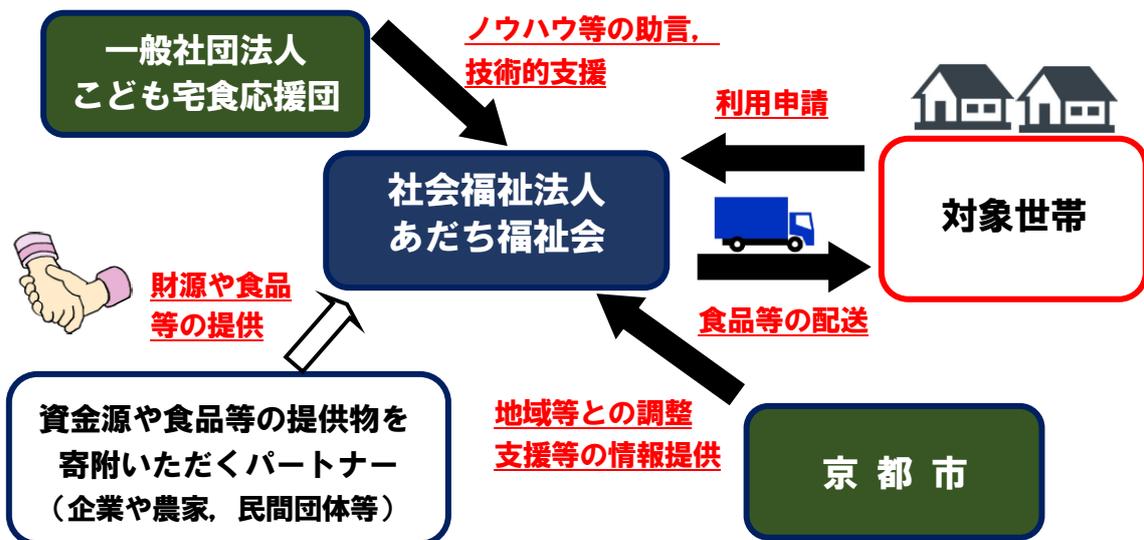
- ・ 米，レトルト食品，ペットボトル飲料，菓子類など常温管理が可能な食品類
- ・ 絆創膏等の救急用品 等

※ 1回につき一世帯当たり概ね5～7kg配送

※ 上記の配送物とともに、行政の支援施策や地域の取組等の支援情報等を同封予定

ウ 配送

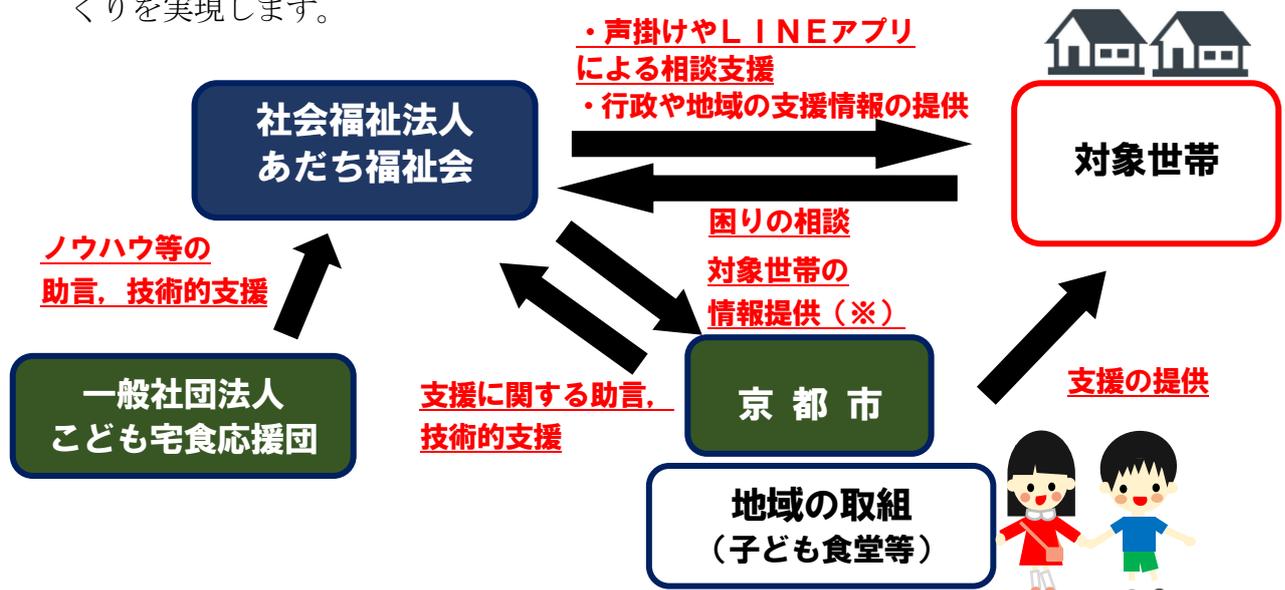
世帯毎に梱包した食品等を配送スタッフが直接手渡します。



エ 支援へのつなぎ

配送時の顔と顔を合わす関係での声掛け等により「課題」や「困り」に気づくことにより、相談内容に応じて行政機関や地域で取組まれる様々な支援等へつなぎます。

また、LINEアプリ等でも相談を受けることにより、気軽に相談できる関係づくりを実現します。



※ あだち福祉会から行政や地域に情報提供する際には、事前に対象世帯の承諾を得る。

オ 費用

無料

※ あだち福祉会が企業や各種団体等から募った寄附金・寄贈品により賄います。

カ その他

アンケート調査等により、事業の課題や支援が必要な家庭のニーズ等を把握し、更に事業を磨き上げます。

2 協定の締結

「京都子ども宅食プロジェクト」を実施するに当たり、連携・協力に関する協定を締結します。

(1) 協定書の内容

京都市内の支援が必要な家庭に食品を届けることをきっかけとして、必要な支援につないでいく取組の実現を目指す「京都子ども宅食プロジェクト」を始動するにあたり、三者それぞれの役割に関して、必要な事項を定めています。

(2) 協定先の概要

○ 社会福祉法人 あだち福祉会

理事長 : 畑山 博

所在地 : 中京区東洞院通(間之町)二条下ル

主な取組: 認可保育事業, 小規模保育事業, 放課後児童健全育成事業, 医療的ケア児への支援, 病児・病後児保育事業(※), つどいの広場事業(※)などの子育て世帯への支援

(※)は畑山氏が理事長を務める医療法人財団足立病院での取組

○ 一般社団法人 子ども宅食応援団

理事長 : 駒崎 弘樹 (※参考参照)

所在地 : 佐賀市白山二丁目1番12号佐賀商工ビル7階 佐賀市市民活動プラザ内

主な取組: 日本国内の「子ども宅食」モデルの実施希望者に対する伴走支援, 運営団体に対する食品購入費・配送費・人件費等の資金助成, 広報・啓発活動等

(参考)

- ・ 駒崎氏が代表理事を務めるNPO法人フローレンスを中心に、6団体1企業から構成される「子ども宅食プロジェクトコンソーシアム」を平成29年4月に立ち上げ
- ・ 東京都文京区においては、ふるさと納税等の寄附金を財源に、児童扶養手当や就学援助を受けている世帯に対し定期的に食品を届けることで、子育て家庭にアプローチし支援に繋いでいく「子ども宅食事業」を先進的に実践されており、子育て支援の事業モデルの一つを構築